

平成23年(ワ)第812号・平成24年(ワ)第23号・平成27年(ワ)第374号
九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件

原 告 石 丸 ハツミ、外

被 告 九州電力株式会社

準 備 書 面 (22)

2019年7月4日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦 

弁護士 武 村 二 三 夫 

弁護士 大 橋 さ ゆ り 

復代理人

弁護士 谷 次 郎 

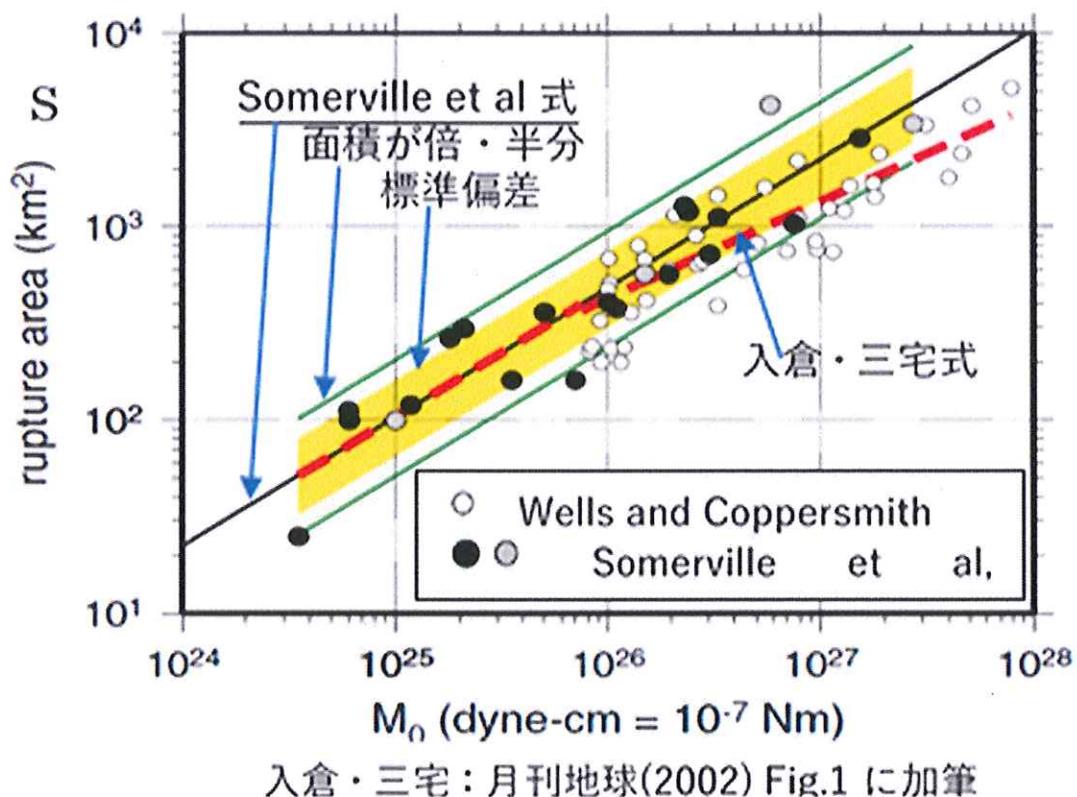
弁護士 中 井 雅 人 

本準備書面は、被告準備書面15に対して、被告が経験式の有するばらつきの考慮をしていないという観点から概括的に反論するものである

1 地震動審査ガイド「I. 3. 2. 3(2)」の記載

地震動審査ガイド「I. 3. 2. 3(2)」は以下のように記載する。

震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。



入倉・三宅：月刊地球(2002) Fig.1 に加筆

2 上記記載の意義

上記図は、入倉・三宅の月刊地球（2002）掲載の図（甲111）に加筆したものである。入倉・三宅（2001）（甲57）の図7と同様の図であるが、カラーになっているのでより見やすいため、今回新たに提出するものである。

ここで、入倉・三宅は、Somerville et al の式を検討し、 $M_0 > 7.5 \times 10^{25}$ dyne-cm の場合は入倉・三宅式を用いるべきと示している。すなわち地震モーメントの大きさによって適用する式の選択がなされるものであり、このことはレシピ自身が認めている。上記記載の第一文はまさにこのことを示している。

上記記載の第二文は、適用が決定された経験式を用いて地震規模（地震モーメント）を得る際に、経験式は平均値としての地震規模を導き出すものであり、経験式が有するばらつきを考慮せよ、とする。上記の Somerville et al の式から分岐した赤の破線で示す入倉・三宅式のデータセット（白丸のものと黒丸のもの）をみると赤の破線よりも右にあるもの（地震モーメントが大きいもの）が多数ある。実際に地震規模を導き出すに際してはこのような経験式の有するばらつき、すなわち経験式を導き出すもととなったデータセットは、経験式が示す平均値よりも地震モーメントが大きいものがあることを考慮せよ、とするものである。

3 結論

被告が、この地震動審査ガイドが求める経験式に有するばらつきの考慮をおこなっていないことは、被告準備書面 15 から明らかである。

以上